

雇用調整助成金

<緊急対応期間 令和2年4月1日～6月30日>

作成：令和2年4月11日

休業実施に関する解説書

(教育訓練は解説していません)



社会保険労務士有賀ヒメ子事務所

TEL:04-7170-4351

270-0222千葉県野田市木間ヶ瀬2397-1

<http://sr-hime.com>



1.雇用調整助成金について

景気の変動により、事業活動を縮小を余儀なくされていく中で、労働者を退職させずに休業、教育訓練、出向させその企業活動を維持し、将来の発展へとつなげる事を目的とした助成金です。

あくまでも「雇用の維持」を目的とした助成金であり、企業の低下した売上げ等を補填する助成金ではありません。

2.助成金支給までの流れ(緊急対応期間)

例：4月から従業員を休業。締日は末日の企業の場合

①3月下旬 売上低下 ※**昨年**の同時期より**5%以上低下**が要件

②4月上旬 従業員に**休業手当**を支給し休業させる

②.5月上旬 下記の**3種類**の様式をハローワーク等に提出

※各都道府県により提出先は異なります

- ・4月に休業を実施した報告(計画届・支給申請)
- ・5月に休業する計画を提出(計画届) **初回のみまとめて提出!**

③.5月末 6月の**計画届**をハローワーク等へ提出

※翌月の2週間前までに(3月時点での労働局からの指導)

④.6月上旬 5月に休業を実施した報告を提出(支給申請)

以後、③～④繰り返す(6月30日の休業まで)

休業手当→会社都合で休業させた場合、平均賃金の60/100以上の手当を支給する事。
コロナウィルスの影響とはいえ、予約のキャンセル・材料が届かない等で生産が低下し従業員を休業させた場合は会社都合による休業となります。
従業員がコロナにかかって休んだ場合は本人都合となり、休業手当の支給は不要です。

社会保険労務士有賀ヒメ子事務所

270-0222千葉県野田市木間ヶ瀬2397-1

TEL:04-7170-4351 <http://sr-hime.com>

3.コロナウィルスの特例について



雇用調整助成金は従来より施工されている助成金ですが、今回のコロナウィルスの影響を受け、下記の要件が緩和されました。

・生産指数の確認期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮

→この助成金の支給要件は昨年の同時期より売上高が**5%以上減少**していることが要件となっており、その計算期間が通常の3ヶ月に対して**1ヶ月分**になっているとの事です。

例)2019年03月 売上1,000万 > 2020年03月 売上800万(10%以上減少)
また、起業して1年未満の企業も2019年12月の売上高を対象とする事が出来ます。
ですので、最低でも**2019年12月1日以前に起業した会社が対象**となります。

・事後(休業後)の計画提出が可能となりました

→通常は「計画届」→「実施(休業開始)」→「報告(支給申請)」となりますが、今回のコロナウィルスの影響を受ける事業所に限り、**休業後の計画届の提出が可能**となりました。

・採用6ヶ月未満(雇用保険を継続して加入)の労働者も対象

→通常は入社(雇用保険加入)後、6ヶ月経過従業員のみ支給対象です。
また、**雇用保険に加入していないアルバイトなども対象**となります。

・前回の支給期間対象期間の満了日から1年経過していなくても支給対象となります。

→通常は前回支給された期間満了から1年を経過しないと、支給されませんが、今回のコロナウィルスの特例として、前回の支給対象期間から1年経過しなくても特例の助成金を支給申請出来る事となりました。

・コロナウィルスの影響を受ける「全事業所」が支給対象

→支給申請時にコロナウィルスの影響の関わりについて申出書の提出を行います。
なお、**雇用保険の適用事業所である事**は必須要件です。

・支給額は休業手当に相当する額 ※上限8,330円

→実際は、前年度1年間における雇用保険料の算定基礎となる賃金総額を、前年度1年間における1か月平均の雇用保険被保険者数及び年間所定労働日数で割った額に、休業手当の支払い率をかけて算出します。

4. 支給診断シート



下記の□に全てチェックが入った場合のみ、
今回の特例雇用調整助成金の支給対象となります。

- 雇用保険の適用事業所である
- 労働保険料を滞りなく支払っている
- 会社設立が2019年12月1日以前である
- 各条例等(暴力団関係、風俗営業等ではない)に遵守している
- 生産の減少により従業員を休業させている(これから休業させる)
- 休業させた従業員に休業手当を支払っている(これから支払う)
- 今までに助成金の不正受給を行った事はない
- 昨年の同時期に比べ、売上が5%以上減少している
(令和1年5~12月に開業の場合は12月の売上)
- 下記の提出書類を労働局に提出する事ができる
- その他、労働局・ハローワークの指示に従う事ができる

「計画届・支給申請時に必要な書類」

- 月次損益計算書 労働者名簿 就業規則・給与規定
- 36協定などの協定書 登記簿謄本(コピー) 労働契約書
- 賃金台帳・タイムカード その他、労働局長が指示したもの

5.タイムライン その1



例：給料が**未締め**、4月から休業。

日付	概要	提出書類
4月1日	4月支給単位期間	
4月8日		初回の申請のみ 3種一括提出
4月30日		
5月1日		
5月10日頃	5月支給単位期間	<ul style="list-style-type: none"> ・4月の計画 ・4月の支給申請 ・5月の計画
5月18日まで		・6月の 計画
5月31日		
6月1日	6月支給単位期間	
6月10日頃		・5月の 支給申請
6月30日		
8月29日まで		・6月の 支給申請

支給単位期間は給料の計算期間と同じとなる。

また、支給単位期間内での休業が助成金対象となる。

この例は4月8日から休業を開始しているが、4月1日、10日など4月中の休業は全て助成金対象。

※支給申請の提出期限は、末日から2ヶ月以内。(例:4月分→6/29まで)

社会保険労務士有賀ヒメ子事務所

270-0222千葉県野田市木間ヶ瀬2397-1

TEL:04-7170-4351 <http://sr-hime.com>

6.タイムライン その2



例：給料が20締め(月末以外)、4月から休業。

日付	概要	提出書類
3月21日	3月支給単位期間	初回の申請のみ
4月1日		3種一括提出
4月21日	4月支給単位期間	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月の計画 ・ 3月の支給申請 ・ 4月の計画 </div>
4月30日頃		
5月4日頃		
5月20日	5月支給単位期間	※3月と4月 支給申請書が異なる
5月31日頃		・ 4月の支給申請
6月4日頃	6月	・ 6月の計画
6月20日		
6月30日頃	・ 5月の支給申請	
8月29日まで		・ 6月の支給申請

緊急対応期間は4月1日からなので、支給単位期間が3月21から開始となると、3月末(雇用調整助成金の拡大)とまたぐことになる。その為、3月をまたいだ第一回目の支給申請のみ用紙が異なる。2回目以降は末日締めの会社と同じ様式を使用する。

※期間が3月1日～3月31日での休業は別申請となる。

→詳しくは、厚生労働省「雇用保険の拡大」を参照



7.申請の準備と実施

- 1.支給要件に該当しているか確認
- 2.休業計画を立てる
→平均賃金、休業手当、助成額の概算を算出しておく
と資金の確認をしながら休業計画を行う事ができる。
概算になりますが、**計算ツール**を作成中です。
- 3.計画届や支給申請の時期を確認し休業実施
- 4.初回の申請→以後タイムライン参照

8.最後に

新型コロナウイルスの影響が更に広がる中、この助成金の問い合わせを非常に多くいただいております。4/10付けで要件緩和で資料を公表されましたが、簡素化された分、非常に理解しにくい点を多々感じ、普段こういった助成金申請に不慣れな方でも迅速にこの制度が利用出来る様まとめてみました。

東京を中心に「非常事態宣言」も発令され、経済から日常生活と非常に厳しい状況となってしまいましたが、こういった制度を活用し、1社でも倒産する事なく、また解雇者を出すことなく、この国難を乗り越えていく事を切に願っております。

制作者：社会保険労務士有賀ヒメ子事務所 有賀 聡